

四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館 ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 ネーミングライツ募集の趣旨

本市が所有する施設を広告媒体として有効に活用することにより、新たな自主財源の確保、市民サービスの向上及び地域の活性化(施設の適切な維持管理や新規事業の創設等)を図るために、四日市市総合体育館(以下「総合体育館」という。)及び四日市市中央第2体育館(以下「中央第2体育館」という。)に対して、条例で定める名称とは別に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する民間企業等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)を募集します。

2 ネーミングライツ募集の概要

(1) 総合体育館

施設の名称	総合体育館
所在地	四日市市日永東一丁目3番 21 号
施設の用途・目的	スポーツの振興及び市民の健康増進を図るための場並びに全国大会等の大規模スポーツ大会が開催できる場を提供するため。
施設の概要	○施設の構造規模 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、3階建て ・敷地面積:285,000 m²(※中央緑地全体) ・延床面積:17,548.08m² ・建築年:令和2年4月 ○主要室 1 アリーナ ・面積 3,308.8 m²(47m×70.4m) ・バレーボール4面、バスケットボール3面、ハンドボール2面、バドミントン 20 面、卓球 48 台、体操・新体操他 ・照明装置、冷暖房設備、放送設備 ・固定席 3,000 席、移動観覧席 512 席 ・車いすスペース 16 台分、補助者 16 人分 2 多目的室 ・多目的室1 面積 966 m² ・多目的室2 面積 663 m² ・ダンス、バレエ、ヨガ、空手道他 ・照明設備、音響設備、壁面鏡、冷暖房設備、競技用フローリング 3 弓道場 ・面積 921 m² ・近的射場 5人立ち×2射場 ・遠的射場 3人立ち×2射場

施設の概要	・弓道、アーチェリー ・更衣室2室、師範室1室、冷暖房設備 4 トレーニングルーム ・面積 251 m² ・レッグカール、バーベルセット、ショルダープレス他 ・壁面鏡、冷暖房設備 5 ウォーキングコース ・1周 約 320m 6 諸室 ・大会議室(126 人) ・小会議室(51 人) ・更衣室、控室、主催者控室、放送室、救護室、授乳室
利用実績	令和4年度 212, 771人 令和5年度 200, 181人 令和6年度 223, 842人

(2)中央第2体育館

施設の名称	中央第2体育館
所在地	四日市市日永東一丁目3番 21 号
施設の用途・目的	市民の健康づくり、体力づくり及び競技力の向上を図る場を提供するため
施設の概要	○施設の構造規模 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、2階建て ・敷地面積:285,000 m ² (※中央緑地全体) ・延床面積:2,934.03 m ² ・建築年:平成6年12月 ○主要室 1 アリーナ ・面積 1,044m ² (36m×29m) ・固定席 144 席 ・冷暖房装置、放送設備、壁面鏡
利用実績	令和4年度 44,932 人 令和5年度 58,909 人 (1カ月休館) 令和6年度 46,678 人

(3)共通事項

指定管理者制度導入の有無	有(公益財団法人四日市市スポーツ協会)
ネーミングライツの契約期間	令和7年9月1日から10年間
ネーミングライツ料	総合体育館と中央第2体育館を併せて 年額700万円(税込)以上
愛称の要件	施設等の用途・目的に沿った愛称

愛称の掲示が想定される場所等	○施設及び施設壁面 ○敷地内外の案内看板 ○市ホームページでの愛称の使用 ○施設ホームページ、施設パンフレットでの愛称の使用 ○市の広報紙等での愛称の使用
----------------	---

※ネーミングライツ料の下限額には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※愛称表示可能期間が、1年に満たない場合、ネーミングライツ料は月割計算になります。

3 ネーミングライツの条件

(1) 愛称の基本条件

ア 市民に親しまれ、かつ、設置目的にふさわしい愛称としてください。

イ 施設の所有権、経営権に影響を与えないものとします。

ウ 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は、付けることができません。

エ 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。)を侵害する愛称は、付けることができないものとし、応募者の責任において確認し提案してください。

なお、特許権等で問題が生じた場合は、応募者の責任で解決するものとします。

オ ネーミングライツを他者に、譲渡・貸与することはできません。

カ 市が認めた場合を除き、契約期間中の愛称変更はできません。

キ 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産権を、市及び当該施設を管理する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が無償で使用できるものとします。

ク 愛称の一部に「四日市」を含めてください。「四日市」については、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれの表記でも可能です。

※例1 総合体育館 こにゅうどうくんアリーナ四日市
中央第2体育館 こにゅうどうくんサブアリーナ四日市

※例2 総合体育館 四日市こにゅうどうくん体育館
中央第2体育館 四日市こにゅうどうくん第2体育館

ケ 審査の過程で、市が愛称案等の修正を求める場合があります。

(2) 商標登録

本市におけるネーミングライツに対する商標登録は原則認めないこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーで協議の上、決定します。

(3) 第三者による愛称の使用

第三者が愛称を使用することを妨げません。

4 スポンサーメリット(特典)の付与

市がネーミングライツ・パートナーに付与するスポンサーメリット(特典)は次のとおりです。

(1) 愛称の使用

ア 施設の愛称を決定し、使用することができます。

イ 市及び指定管理者は、愛称を使用し、愛称の周知を図ります。

※ 四日市市広告掲載要綱(平成18年告示第382号)第4条第1項各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。また、四日市市広告掲載基準に基づき、愛称の掲載の可否を判断します。

※ 混乱を避けるため、愛称に条例上の名称を併記する場合があります。

※ 愛称の使用開始以降に開催されるイベントであってもネーミングライツ・パートナー決定時に、イベント主催者等が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

(2)愛称の施設等への表示

ア ネーミングライツ・パートナーは、施設等への愛称の表示ができます。

イ ネーミングライツ・パートナーは、市に対して新たな愛称を表示した看板等の設置を提案することができます。

ウ 敷地外、道路標識等の表示変更についても、市や関係機関との協議の上、可能なものについて行うことができます。

エ 総合体育館のロゴを変更することができます。

※ 施設への表示や看板等の設置及び維持管理に係る費用は、原則としてネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーの負担となります。

※ 施設への表示や看板等の設置に係る法的な手続きなどについては、ネーミングライツ・パートナーが行うこととします。

※ 契約期間終了後の原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

(3)費用負担のイメージ

区分	費用負担	
	市・指定管理者	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更 (施設看板や道路標識)		○
契約期間終了後の原状回復		○
契約締結後に市及び指定管理者が 作成する印刷物及びホームページ	○	

※ネーミングライツ料とは別にご負担いただくものとなります。

5 独自提案の受付

ネーミングライツ料に加えて、イベントの開催や物品の提供など、施設の魅力向上のための幅広い提案を受け付けます。提案を行う場合は、申込書の提出に併せて提案書(任意様式)を提出してください。

6 応募資格

・政治団体及び宗教団体並びに、四日市市広告掲載要綱第4条第2項に基づき定める四日市市広告掲載基準第4条に基づく規制業種又は事業者に該当しないものとします。

・四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第28号)に基づく、排除措置又はこれに準ずる措置を受けていないものとします。

7 応募方法

(1) ネーミングライツ取得申込書類の受付

ア 募集期間及び受付時間

令和7年5月9日(金)から令和7年6月9日(月)まで
8時30分から17時15分まで(土・日・祝日を除く)

イ 募集要項等の配布期間及び配布方法

令和7年5月9日(金)から令和7年6月9日(月)まで
「11 問い合わせ先」にて配布(8時30分から17時15分まで(土・日・祝日を除く))するほか、四日市市ホームページよりダウンロードにて配布します。

ウ 提出先

「11 問い合わせ先」へ持参又は郵送(簡易書留)のいずれかの提出とし、募集期間の最終日となる
令和7年6月9日(月)17時15分必着

(2) 提出書類

次の書類(原本を正本として1部、その写しを副本として10部)を提出してください。

ア ネーミングライツ取得申込書(様式第1号)

イ ネーミングライツ取得申込に係る誓約書(様式第2号)

ウ 企業案内パンフレット等

エ 定款、寄附行為又は規約

オ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

カ 最新の事業計画書

キ 財務諸表その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書、その他法人の業務内容を明らかにする書類(直近3か年分)

ク 納税証明書等(申込書提出日において発行の日から3か月以内のものに限る)

a 四日市市税に未納がないことの証明書(市内に事業所等を有する場合)

b 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(直近3か年分)

ケ 独自提案書(任意様式)(「5 独自提案の受付」に記載の独自提案がある場合)

(3) 質問の受付及び回答

・募集要項の内容等に関する質問を令和7年5月30日(金)12時まで受け付けます。

・質問票(様式第3号)により、FAXまたは電子メールで「11 問い合わせ先」まで提出してください。

・回答は、FAXもしくは電子メールで回答します。

※質問の概要及び回答を市のホームページにおいて公表します。

(4) 留意事項

・提案においては、関係法令、市条例、規則及び要綱等を遵守してください。

・応募者は、関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。

・提出の際は、「11 問い合わせ先」に事前に連絡のうえ、提出してください。

・必要に応じて追加資料を求める場合があります。

・資料提出後は、原則、資料の変更、修正はできません。

・提出された書類は複写の上、四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館ネーミングライツ選定委員会(以下「選定委員会」という。)へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

- ・提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、四日市市情報公開条例等に基づき公開することがあります。
- ・申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ・応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

8 審査(書類審査)

ネーミングライツ取得申込書等の提出があったものについて、応募期間終了後概ね1か月程度で審査し、ネーミングライツ・パートナー候補者を決定します。

審査は、選定委員会が行います。提出された書類をもとに、内容について総合的に審査します。必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

(1) 審査基準等

審査基準、内容及び配点は、以下の表のとおりとします。

項目		選定基準等	適・否
応募資格	経営の安定性 (信頼性・事業継続性)	健全な財務状況であり、契約期間中の支払いの能力を十分に有していること。	適・否
	愛称	掲載基準をクリアしていること。	適・否
	提案金額 (ネーミングライツ料)	希望金額を上回っていること。	適・否
項目		内容	配点
審査基準	提案金額 (ネーミングライツ料)	提示された提案金額の高さの度合	70
	地域貢献度	市内における地域貢献度(5段階評価)	10
	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか。(5段階評価)	10
	経営の安定性	健全な財務状況であり、契約期間中の支払いの能力を十分に有しているか。(5段階評価)	10

(2) 評価方法

審査における審査項目と配点は次のとおりです。

審査項目	配点	得点
提案金額 (ネーミングライツ料)	70	提案者が2者以上の場合(最も高い提案者の金額:a 円 提案者の金額:b円) $b/a \times 70$ 点 ※小数点以下切捨て
地域貢献度	10	10点:特に優れている、8点:優れている、5点:標準的である、3点:やや劣っている、0点:実績なし
愛称	10	10点:特にふさわしい、8点:ふさわしい、5点:標準的である、2点:ややふさわしくない、0点:ふさわしくない
経営の安定性	10	10点:特に優れている、8点:優れている、5点:標準的である、3点:やや劣っている、0点:劣っている
合計点数	100	

※審査により得点が同点となった場合

後日、応募者でくじ引きを行い、ネーミングライツ・パートナー候補者を決定します。

(3)審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに通知します。

(4)その他

ア 審査の結果、応募者の全てにおいて一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しないことがあります。

イ 応募者が応募資格を満たさない場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しません。

ウ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

9 候補者との協議及び契約

(1)契約の締結

ネーミングライツ・パートナー候補者を決定後、市と候補者の間で契約内容等について協議を行い、契約を締結します。

決定後は、応募者全員に結果を通知し、当該ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び契約期間などを公表します。

なお、契約締結までの間に、候補者が本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2)契約の解除

契約締結後でも、本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。

また、施設への表示等の原状回復を速やかに行うとともに、その原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

10 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、契約期間内の各年度の4月末日までに当該年度分を一括でお支払いいただきます。ただし、初年度は当該年度内における別途定める期日までにお支払いいただきます。

11 問い合わせ先

四日市市シティプロモーション部スポーツ課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

電話 (059)354-8428

FAX(059)354-8432

メールアドレス sports@city.yokkaichi.mie.jp